

## < 相続人以外に財産を渡す遺贈（いぞう） >

FPネットワーク神奈川会員 井入 正博

ご自身の財産を誰にどのように引き渡すかは重要な問題です。

法定相続人以外の方、例えば内縁関係にある人、法定相続人に該当しない孫やきょうだい、子の配偶者、あるいは友人や思い入れのある組織・団体（卒業校、医療機関、所属組織等）への引き渡しを考えておられる方もおられるでしょう。

その方法の一つは生前贈与で、ご自身が財産の引き渡しを確実に実行・確認することができます。

ご自身が亡くなった後、相続では財産は基本的に法定相続人に受け継がれますが、法定相続人以外の個人あるいは団体に引き渡す方法の一つが遺言書（贈与者の意思）によって贈与する「遺贈（いぞう）」と呼ばれる行為です。もう一つは、贈与する人の生前に贈与を受ける人・団体との間に、亡くなった時点で贈与の効力が発生する契約（贈与者と受贈者の合意）をしておく「死因贈与」と呼ばれる行為です。

それぞれの行為にはメリットとデメリットがありますが、今回は遺贈を取り上げます。

遺贈は相続人以外の方へ財産を渡します。相続人との間で利害が発生し、相続人からの反発を招くおそれがあり得、円滑に行うためにはいくつかの注意点があります。

### ■遺贈の手続き

遺贈を行うためには、遺言に贈与をしたい内容を記載する必要があります。

遺言には公正証書遺言と自筆証書遺言の二種類がありますが、確実に円滑な遺贈を実行するためには、内容の不十分さ（あいまいであること等）や法律的な誤りを防ぐために筆者としては公正証書遺言の利用を勧めたいと考えます。

また遺言書に「遺言執行者」を指定しておくことも勧められます。遺贈をする被相続人を「遺贈者」、遺贈を受ける人を「受遺者」と言います。また遺贈実行時に、財産の引き渡しや移転手続きを行う役割の人を「遺贈義務者」と呼びます。遺言執行者を指定する場合にはその人が遺贈義務者になり、遺言執行者を指定しない場合は相続人が遺贈義務者となります。相続人のどなたかではなく、弁護士や税理士などの第三者を遺言執行者とすることで手続きがスムーズに進む場合が多くあると考えられます。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

# カルチャークラブ

## ■遺贈の種類

遺贈には「包括遺贈」と「特定遺贈」があります。

包括遺贈は「相続財産のうちの3分の1を遺贈する」などのように財産の割合を指定して贈与することです。包括遺贈の場合には、受遺者は遺産分割協議に参加して具体的にどの遺産をどれだけ引き継ぐかを決定しなければなりません。また遺贈者に借金などのマイナス財産があれば遺贈された割合に従ってマイナスの財産も引き受けなければなりません。特定遺贈は「A土地を遺贈する」あるいは「B銀行の預金100万円を遺贈する」のように遺産のうち特定の物や金額を指定して贈与することです。特定遺贈の場合にはマイナスの財産を指定されなければ債務を負担することはなく、遺産分割協議の必要もありません。

## ■遺贈に関わる税金

遺贈を受けると税金が課される場合があります。遺贈にかかる税金は贈与税ではなく相続税です。相続税が課されるのは相続財産が基礎控除を超える場合で、基礎控除額は「3000万円＋法定相続人数×600万円」です。法定相続人でない受遺者は基礎控除の計算人数には含まれません。法定相続人でない受遺者の相続税は2割増しに加算されます。

また相続人が死亡保険金を取得した場合は、取得した死亡保険金のうち500万円×法定相続人数までは相続税の課税対象になりませんが、相続人以外の方が取得した死亡保険金は全額課税対象になります。なお保険金の受け取りを相続人以外にできるかどうかは保険会社によって対応が異なりますので、保険会社と確認していただく必要があります。

また受け取る財産が不動産の場合は、名義変更の際の登録免許税と不動産取得税が相続を原因とする場合よりも高くなる場合がありますので注意しましょう。

## ■円滑な遺贈のために

相続人が遺言を見て初めて遺贈の意思を知り驚くような場合は円滑な遺贈の障害となることが予想されます。遺贈者が生前に遺贈の内容と遺贈に到る気持ちについて相続人とのコミュニケーションを図っておくことが有効でしょう。

遺留分への配慮も必要です。遺留分とは相続人に保証される最低限の相続分です。遺留分を満たす分配を行っておけば受遺者が相続人から遺留分を請求されることはありません。

相続は何時生じるかわかりませんので早めの準備を怠らないようにしましょう。

FPネットワーク神奈川では相続や遺贈等についてのご相談を承りますのでぜひご利用ください。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp